

個人情報保護と課徴金

個人情報保護法のいわゆる 3 年ごと見直しに関する検討会

第 4 回 2024 年 10 月 11 日

中川丈久 (神戸大学)

I. そもそも課徴金制度とは

1. 実効性確保手段のリスト

施策の種類	
公的規制(経済的・社会的)	行為規制: 禁止・義務 参入規制: 許認可・登録 退出規制
公的賦課	租税 社会保険
公的負担	収用使用 照応交換
公的支援	生活支援 事業支援
公共財提供	整備・管理・利用 国防・警察・消防

公的規制として
個人情報保護法の実体的規制
18条 利用目的による制限
19条 不適切な利用禁止
20条 適切な取得
.....
43条 匿名加工情報作成等



設計手法	機能	行政法	民事法	刑事法
(1) 遵守促進 (法令の遵守を志向させる)				
	ア) 法令遵守の促進に向けたインセンティブ付与やナッジ 例: 青色申告制度			→(2) 違反処理へ
	イ) 法令遵守の確保に向けた体制整備(コンプライアンス・プログラム) 例: 景品表示法26条(体制整備義務), 割賦販売法35条の16(適切管理義務)			→(2) 違反処理へ
(2) 違反処理 (法令のエンフォースメント=監督)				
	ア) 現在進行中の違反行為を止める	中止・停止等の措置命令	差止請求	
	イ) 将来の違反行為を抑止する			
	① 非金銭的抑止	業務改善命令, 許可取消	差止請求	
	② 金銭的抑止	課徴金納付命令		
	ウ) 過去の違反行為の後始末をする			
	① 社会的非難	過料(秩序罰) 国庫没収		刑事罰 国庫没収
	② 被害回復	原状回復命令 被害回復没収	承諾取消 条項無効	被害回復没収
		金銭的原状回復命令(返金措置命令), 没収金の配付(被害回復給付金)	不当利得 返還 損害賠償	上記没収金の 配付

I . そもそも課徴金制度とは

2 . 将来の違反抑止のための制度 cg. 法令違反の中止や後始末

- ・ 課徴金納付命令：独禁法，景表法，薬機法，公認会計士法，金融商品取引法
- ・ 加算税・加算金：国税通則法・地方税法
- ・ 地方自治法228条③ 詐欺その他不正の行為により分担金等を免れた額の5倍以下の過料

(1) 法令違反が経済的利得を生む場面（儲け/遵守コスト回避）では

「違反は経済的損失を生む」という仕組みが違反抑止のために有効。

「延滞料」が効くという人間心理～プロスペクト理論

初回違反から課徴金を賦課（2回目からだとは初回を大目にみるメッセージ）

(2) 違法収益の没収が目的ではない。違法収益「+α」が重要。

平成16・11・4日衆院本会議 内閣官房長官答弁

「不当利得相当額以上の金銭を徴収する仕組み」

(3) 刑事罰（罰金）との併科は憲法上問題なし。課徴金・加算税ともに最判あり。

I . そもそも課徴金制度とは

3. 個人情報保護法と課徴金の親和性

金銭的違反抑止（課徴金）は個人情報保護法に極めて親和的である。

(1) 違反誘引の高さ

パーソナルデータは事業活動の中核。個人情報をできるだけ効率的に集め、高く転売（個人情報の商品化）、自由に再利用したい（消費選好を知り広告効率を高め消費行動を誘導する、AIを鍛える等～資源化）。

(2) 被害回復の困難さ

流出・収集された個人情報の原状回復はほぼ不可能。

(3) 違反抑止の困難さ

改善命令だけだと、大きく報道されても一過性（人々は忘れる）。

また、同一社であっても、①部署が異なる、②新ビジネスモデルの開始、③組織分割、④外部委託等により、違反繰返しを防げない。

I . そもそも課徴金制度とは

4 . 日本企業のパフォーマンスへの影響

(1) 個人情報保護法制の課徴金は、グローバルに同じ競争条件。
その条件下で外国企業はイノベーションを起こしている。
日本企業の足かせにもならないはず。

(2) 課徴金のない日本の個人情報の世界の狙い目となりかねない。
「日本では個人情報保護法など無視すればよい」（措置命令しかこない
ので、見つければ止めればよい。損失なし）というように日本が狙われ
ると、優良企業はコストをかけて法令遵守する一方、その他（レピュ
テーションリスクを厭わない者）はコストゼロで、法軽視に走る。

I .課徴金制度とは

5 .制度設計の概要

- (1)対象行為：勧告・命令の対象のうち、どれが適切か
個人の権利利益への侵害性の高い違反行為であって
違反行為が経済的利得に繋がりやすいもの
- (2)主観的要件の要否 （景表法のように）
- (3)額の算定：違法収益 + α →少額から高額まで幅広くなる
 - ・ 違法収益が不明（報告拒絶・虚偽回答等）なら当局の推計/みなしを授権。
cf.立法例1：推計課税：所得税法156条（推計による更正・決定）
cf.立法例2：調査拒絶すると不利な事実認定：社会保障の各法，景表法（不実証）等
 - ・ 加算部分（ α ）は，定率か，計算パターン数種設定か（10～30%）
 - ・ 額の増減 繰り返し違反による増額/自主通報による減額など

I .課徴金制度とは

5 .制度設計の概要

(4)義務的課徴金か，裁量的課徴金か

行政法理論的には後者が原則。

現在の立法例はすべて義務的課徴金命令だが，本来は裁量（過剰過少を防ぐ）。

(5)事前の適正手続

反論機会・処分基準・理由付記

(6)事後の適正手続

取消訴訟・差止訴訟において，違法収益の実額反証を許すか

I .課徴金制度とは

6 .いわゆる域外適用について

(1)R2年個人情報法改正：域外適用の範囲の拡大

日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国の事業者を個人情報委による報告徴収及び命令の対象とする。事業者が命令に従わなかった場合、その旨を個人情報委が公表できる。

(2)域外適用の二義（ここでは後者を扱う）

「狭義の域外事案」への国内法適用 ←刑法だと2条以下国外犯
「域外要素のある国内事案」への国内法適用 ←刑法だと1条国内犯

(3)外国会社が日本で取引を継続して行うには会社法818条の法人登記必要（817条の国内代表者が登記事項）。

会社法817② 日本における業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。→外国企業に対する課徴金納付命令の遵守が期待できる。

I .そもそも課徴金制度とは

6 .いわゆる域外適用について

(4)問題は、法人登記（代表者任命）を怠る外国事業者

1. ここにこそ権限行使をしてみせることが重要（公示送達）。
2. 措置命令・課徴金納付命令を発出し、公表する。
3. 外堀を埋める。命令無視の事業者につき広告・検索をストップするようデジタルプラットフォームに協力依頼（契約違反のはず）。

※協力するしないはデジタルプラットフォームによって異なるので、「法令違反を悪意で幫助する第三者」への措置命令の立法が望ましい。

(5)措置命令違反の刑事罰を利用して、入国し次第逮捕もある。

(6)所在不明の場面は後述。

Ⅱ. 前回までの議論について

1. 課徴金を導入する法令の性格について（経済法・一般法）

課徴金制度の馴染む法分野がカテゴリカルに決まってははいない。

- (1) 経済法にあたらなないと思われる法令に、課徴金（ないし相当する制度）がある。
薬機法や公認会計士法を経済法と呼ぶことはないと思うが、課徴金あり。
国税通則法・地方税法を経済法と呼ぶことはないが、加算税加算金あり。
地方自治法における一部の過料（逃れた額の最大5倍）も同様。
- (2) 経済法は多義的（論者が自由に定義できる言葉）
たとえば、司法試験では独禁法と同義。
経済法学会では競争法と同義。景表法などは限界事例。消費者法は経済法か？
公共経済学では経済的規制（公益事業等+独禁法）と社会的規制（薬機法など安全関係）
- (3) 経済法vs一般法とは？

Ⅱ. 前回までの議論について

2. 課徴金と調査権限の関係について

公取委の調査権限のうち，犯則調査権限は課徴金と無関係である。

(1) 公取委と個情委の調査権限の比較

公取委		個情委	
審査（法47：立入り・質問検査・報告命令）	→排除措置命令・課徴金納付命令	措置命令← +課徴金納付命令？	調査（法146：立入り・提出命令・質問検査・報告命令）
直罰規定についての犯則調査（法101～：公取委の臨検捜索押収・出頭）→刑事告発	→検察官による起訴	検察官による←による起訴	直罰規定についての刑事捜査（刑訴法・捜査機関による） ※別途個情委が刑事告発

(2) 課徴金は通常の行政調査権限（質問検査，物件提出，報告命令）に基づく。

公取委と個情委は，同種の調査権限をもつ。

景表法，薬機法も，消費者庁や厚労省に犯則権限はなく，個情委と同種の行政調査権限のみ。

Ⅱ. 前回までの議論について

3. 違反者が所在不明の場面について

(1) 「新・破産者マップ事例」にふたつの側面がある

- ① 重大な権利侵害 & 違法収益をもたらす行為という側面 → 課徴金が必要な典型例
- ② 違反者の所在不明という側面 → これが判明した場合は(2)へ

(2) 所在不明事案の処理方法

- ・ 刑事捜査（おとり → 所在国当局の協力）を通じた所在解明と逮捕がまず必要。
- ・ その後、措置命令・課徴金をかけて、デジタルプラットフォームへの協力依頼。
- ・ 立法論として、相手方不明のまま、サイト主に対する措置命令・課徴金納付命令ができるようにしておく必要もありそう。法令違反行為が明確となった者をこれ以上幫助しないよう、プロバイダー等にサイト閉鎖の協力を依頼する根拠とするため（プロバイダー等にとっても契約違反のはず）。

Ⅱ. 前回までの議論について

4. 既存ツール（内外への勧告命令）を使い切る必要性について

独禁法や景表法における課徴金導入にあたり、措置命令が使い切られているかが議論されたことはない（薬機法等も同様と認識）。

(1) 措置命令と課徴金は、目的が異なる別の手段であり、前者が後者の「既存のツール」という関係にはない。

勧告命令は「現在の違反をやめさせる」ための権限。

課徴金納付命令は「将来の違反繰り返しを抑止する」ための権限。

(2) それゆえ、勧告命令を使い尽くしても、課徴金の代わりになるわけではない。